

# 企画仕様書

本仕様書は、「令和5年度大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務」に係る内容であり、令和6年度及び令和7年度の業務に係る仕様書については、各年度、契約締結前に本仕様書を前提に協議して定めることとする。

## 1 委託業務名称

令和5年度大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務

## 2 大阪マラソン大会概要

### (1) 開催日

令和6年2月25日（日）

### (2) コース

#### 【フルマラソン 42.195km】

- ・スタート会場：大阪府庁本館前 フィニッシュ会場：大阪城公園内  
（日本陸上競技連盟・ワールドアスレチックス（WA）公認コース／国際マラソン・ディスタ  
ンス・レース協会（AIMS）公認コース）
- ・第11回大会（大阪マラソン2023）のコースの一部変更を予定

#### 【チャレンジラン 約7km】

- ・コースはフルマラソンのコースの一部を使用
- ・スタート会場：大阪府庁本館前 フィニッシュ会場：大阪市中央公会堂前

### (3) 定員

- ・20,000人以上35,000人以下の範囲で提案すること。

ただし、下記の申込区分を設けること。

#### 【一般部門】

##### ① 一般（個人）ランナー

上記定員から下記②～⑧の合計人数を差し引いた人数を定員とし、国外のランナーは、原則20%以内（上限5,000人）とする。

- ② 市民アスリート（1,500人程度）
- ③ 大阪スポーツ応援ランナー（800人程度）
- ④ チャリティランナー（1,000人程度）
- ⑤ 障がい者ランナー（50人程度）
- ⑥ 競技用車いすランナー（30人程度）

#### 【エリート部門】

- ⑦ エリートランナー（300人程度）

#### 【チャレンジラン】

- ⑧ チャレンジランのランナー（2,000人程度）

※ なお、定員は提案を基に大阪マラソン組織委員会（以下「組織委員会」という。）で決定す

る。

(4) 制限時間

フルマラソン 7時間

チャレンジラン 未定(参考:第8回大会:8.8km 1時間50分)

(5) 参加料

① 個人(国内):フルマラソンは17,200円を提案の上限とする。

チャレンジランは提案とする。

(参考:第8回大会 チャレンジラン5,400円、フルマラソン10,800円)

② 個人(国外):フルマラソンは19,200円を提案の上限とする。

チャレンジランは提案とする。

(参考:第8回大会 チャレンジラン6,500円、フルマラソン13,000円)

・国内のランナーは、上記①のほかに、ペア(2人)、グループ(3~7人)の区分を設定することができるが、参加料はペア44,700円、グループ156,500円を上限とし、一般(個人)ランナーの国内定員に対し、ペア、グループの割合は合計20%を上限とする。

### 3 委託業務内容

【大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務】

4 (1) ~ (15) に記載の各業務に関すること

- ・各業務については、提案内容を基に組織委員会と協議・調整の上、内容を決定する。
- ・各種計画・要項・マニュアルは、契約締結後、これまでの計画等を確認の上策定し、組織委員会の了承を得ること。特に大会運営、競技運営、医事・救護、ボランティア、沿道対策、安全対策の各計画については、警察、消防、医療関係機関等との協議結果を踏まえたものとする。
- ・業務の実施に当たっては、業務を総括する責任者を配置し、実施する業務毎に責任者を配置すること。なお、責任者を組織委員会に常駐させる必要はないが、責任者は組織委員会と緊密に連絡を図り、情報共有ができるものであること。
- ・責任者は、発注者が開催する定例会議及び関係機関との会議への出席及び必要な資料を作成すること。
- ・業務の実施に当たって使用許可等が必要な場合は、組織委員会と事前に十分な協議・調整を行い、申請に必要な資料を作成すること。
- ・業務の実施に当たっては、賠償責任保険、興行中止保険、傷害保険等に加入すること。
- ・各業務は、予算の範囲内で追加や変更等を求めることがある。

### 4 委託業務内容の詳細

(1) 大会運営業務

- ① 大会運営の全般に係る事項及び進行管理
- ② 大阪マラソン開催計画(案)、大会要項(案)の作成
- ③ 警備計画書の作成
- ④ 組織委員会開催業務補助(概ね年3回)
- ⑤ 式典に係る業務

(参考：第11回大会実施内容 → オープニング、ウェルカムパーティー、  
スタートセレモニー、表彰式、クロージング)

- ⑥ 大会本部の設置及び運営管理
  - ⑦ スタートエリア及びフィニッシュエリアの造営物の設置  
(同エリアの設定に当たっては、大阪城ホール及び大阪城公園を活用した提案を行うこと。)
  - ⑧ ランナー受付の実施 (外国語対応を含む)
    - ・募集要項作成、エントリーの実施、抽選の実施、参加料徴収、参加案内の作成
    - ・エントリー及び参加料支払等に関するシステム構築、運営及び保守
  - ⑨ 大会運営マニュアル、危機管理マニュアルの作成
  - ⑩ コールセンターの開設及び運営管理
  - ⑪ ランナー等へのサービス提供
    - ・各種配布物 (ビブス、大会プログラム、参加賞等) の作成
    - ・大会当日のランナーエリアにおける総合案内所の開設及び運営管理
    - ・給水、給食、トイレの提供
    - ・ランナーの位置情報・記録等の情報提供 (既存システムの利用可)
    - ・チャリティランナー向けのランナーサービスの実施
  - ⑫ 大会従事者向け業務説明会の実施
  - ⑬ 電話・無線等の通信連絡体制の構築、設備・機材の手配
  - ⑭ 大会運営スタッフの識別ウェアの作成
  - ⑮ 廃棄物 (医療廃棄物を含む)、し尿の収集、処理
- (2) 広報業務
- ① 各業務 (大会告知、交通規制等) に必要な印刷物の作成
  - ② テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載
  - ③ 公式ホームページ、SNSの制作及び運営管理 (外国語対応を含む)
  - ④ 報道提供、報道対応、記者会見、大会ロゴの使用に係る管理
- (3) 競技運営業務
- ① 競技運営体制の構築
  - ② 記録計測の実施
  - ③ 収容関門の設置
  - ④ 競技運営に必要な車両、備品、表示物の手配
  - ⑤ 競技運営マニュアル等の作成
  - ⑥ 競技役員 (審判) 等の配置、説明会の開催
  - ⑦ マラソンコースの維持管理
  - ⑧ 競技運営部会業務補助
  - ⑨ 表彰に係る業務
- (4) 医事・救護業務
- ① 医事・救護マニュアル、啓発ツールの作成、業務従事者への説明会の開催
  - ② 医事・救護・感染症対策部会、講習会の業務補助
  - ③ 救護本部・救護所の運営管理、資機材、車両等の手配
  - ④ AED 隊 (自転車、固定) の運用 (位置情報システム等を運用したコース内の救護対応)

(5) 沿道対策業務

- ① 沿道、地域住民及び企業等への周知並びに協力依頼
- ② 駐車場・駐輪場対策
- ③ 駐車・駐輪車両対策
- ④ 交通規制中の横断対策（自転車、歩行者、車いす）

(6) 安全対策業務

- ① 警備マニュアルの作成及び自主警備の実施（会場、コース沿道等）
- ② 交通規制に関する協議・調整、資機材の設置
- ③ 車両のう回対策等（交通規制に伴う迂回ルート検索システムの運用を含む）
- ④ 交通規制の周知（看板・横断幕の作成）
- ⑤ 関係機関（警察、消防等）との会議等への出席及び資料作成
- ⑥ 道路・交通安全・消防関連施設の仮設等
- ⑦ 仮設トイレ、救護所、現地警備対策本部等の設置
- ⑧ 交通規制専用のコールセンターの開設及び運営管理（問い合わせ対応を含む）

(7) ボランティア運営業務

- ① ボランティア募集要項の作成、募集、申込み受付業務、企業等への協力依頼
- ② ボランティア説明会の開催、マニュアルの作成
- ③ ボランティア配置、運営管理
- ④ ボランティアセンターの開設及び運営管理（問い合わせ対応を含む）  
（開設時期8月中旬～翌年3月下旬）

(8) チャリティ運営業務

- ① 基本スキーム（テーマ、寄付先団体、口数、金額等）の企画及び運営
- ② チャリティ部会業務補助
- ③ チャリティ事業の拡充に関する企画及び運営管理（定着化、拡充策等）
- ④ チャリティ事務局の開設及び運営管理（寄付先団体との調整業務等を含む）

(9) 大会盛上げ業務

- ① 大会前及び大会当日の関連イベントの企画及び実施
- ② 応援グッズ、ガイドブック等の企画及び実施

(10) 協賛金確保・スポンサーセールス業務

(11) 大会前々日、前日のランナー受付に併せたイベント（マラソンEXPO）業務

ランナーをはじめ誰もが楽しめるイベントの企画及び実施（出展者からの出展料の徴収可）  
（参考：第1回大会～第11回大会まではインテックス大阪で実施）

(12) エリートマラソン運営業務

エリートランナーの大阪滞在中の活動支援、記者会見の実施

(13) 海外マラソン大会との連携業務

- ① シカゴマラソンとの連携
  - ・大阪マラソン優勝者男女各1名及び関係者のシカゴマラソン派遣業務
  - ・シカゴマラソン優勝者男女各1名及び関係者の大阪マラソン受入れ業務
  - ・(11)で実施するイベント(マラソンEXPO)におけるシカゴマラソンブースの設置
  - ・シカゴマラソンEXPOにおける大阪マラソンブースの出展・運営

② プラハマラソンとの連携

・広報連携

(14) 大阪マラソンが将来にわたり、魅力的で持続的に発展していくために必要な業務

(15) その他業務

- ① 大阪マラソンに関するアンケート調査の実施
- ② 事業実施に伴う課題抽出（事業の検証）及び解決案の提示
- ③ 企画提案書に記載のあった企画内容のうち、発注者が認めたもの

## 5 成果品及び納期

(1) 成果品

- |  |      |
|--|------|
| ① 令和5年度大阪マラソン実施詳細計画（概要版）                       | 20部  |
| ② 各種マニュアル（図面等の電子データを含む）                        | 別途指示 |
| ③ 制作物一式（編集可能な電子データを含む：PDF及びai、Word、Excel、ppt等） |      |
| ④ 大会記録写真一覧（大会前の関連イベントを含む）<br>（カラー出力版、電子データ版）   | 1セット |
| ⑤ 大会報告書  | 150部 |
| ⑥ 大会報告書（概要版）                                   | 200部 |

(2) 納期

成果品の納期は、各業務進捗に応じて、その都度発注者が指示する。

## 6 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む）が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## 7 その他留意事項

- (1) 受注者は、業務遂行に当たり、発注者と綿密な情報交換を行うとともに、発注者の指示に従うものとする。なお、発注者は受注者に対し、前回大会の業務受注者等からの業務の引継ぎや連携を指示する場合がある。
- (2) 各業務の制作物の作成については、配布又は配置が業務に含まれる。
- (3) 施設の設置並びに車両及び資機材の手配に関しては、調達、設置又は配置、運用管理並びに撤去又は撤収が業務に含まれる。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、その都度組織委員会と協議を行い、指示に従うこと。